

1章 はじめに

1-1. 緑の基本計画の概要と見直しの背景

1-2. 緑地の機能

1-3. 計画の位置づけ

1-4. 計画の構成

1-1. 緑の基本計画の概要と見直しの背景

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき市町村が主として都市計画区域内において緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を、総合的かつ計画的に推進するために策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

市町村は、区域内における緑地の保全及び緑化の推進に取り組むために独自性を発揮し、また、創意工夫をこらした計画の目標や緑に関する施策などについて定めることができますとされています。

本市では、平成17年に旧熊谷市・旧大里町・旧妻沼町が合併し、平成19年に旧江南町を編入したのをきっかけに、これまで各市町で取り組んできた旧都市緑地保全法に基づく緑に関する取組を踏まえ、新市の緑地の保全と緑化の推進を市民・事業者・行政が協働で取り組む、「熊谷市緑の基本計画」（以下「本計画」という。）を平成23年3月に策定しました。

本計画の策定から5年目にあたる平成27年度に、前期5年間の達成状況の確認を行うとともに、社会情勢の変化や総合振興計画後期基本計画等との整合性を図るため、計画の見直しを行うこととしました。

今回の見直しを通して各施策の達成状況を確認することにより、本計画3章で示す目標の達成に向けて、一層、緑地の保全と緑化の推進を図るものです。



熊谷市の上空からの様子

(1)都市における緑地

緑の基本計画の対象となる都市における緑地は、公園緑地などの公共施設としての緑地だけでなく、民有地の緑地も含まれます。

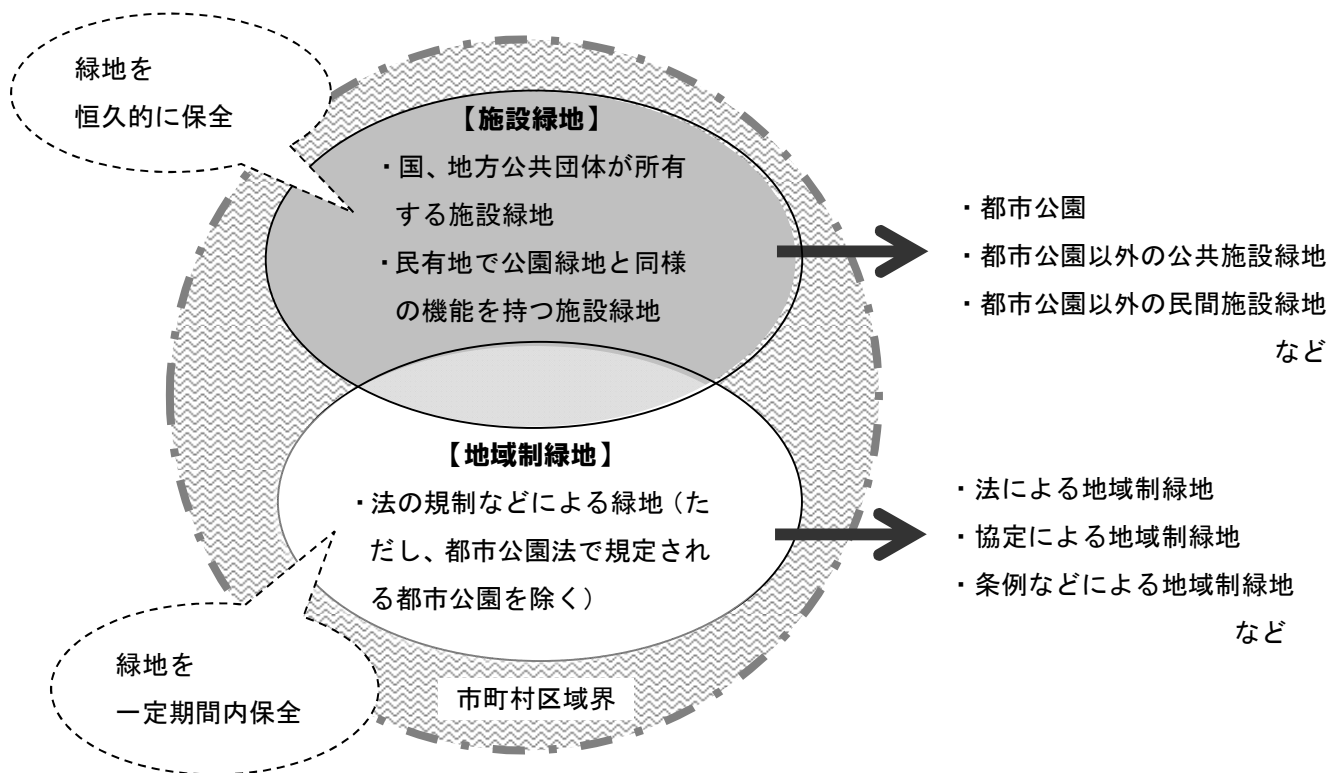
これらの緑地は、都市の自然環境や生活環境を構成しており、「環境保全」、「観光・交流」、「防災」、「景観形成」の機能に基づき、市民や事業者などの生活や経済活動に欠かせないものとなっています。

この基本計画は、緑が良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与するため、市民や事業者などの参加と協働により、まちづくりの一環として緑地の保全や創出が図られるよう緑に関する基本的な取組を示します。

(2)対象とする緑地

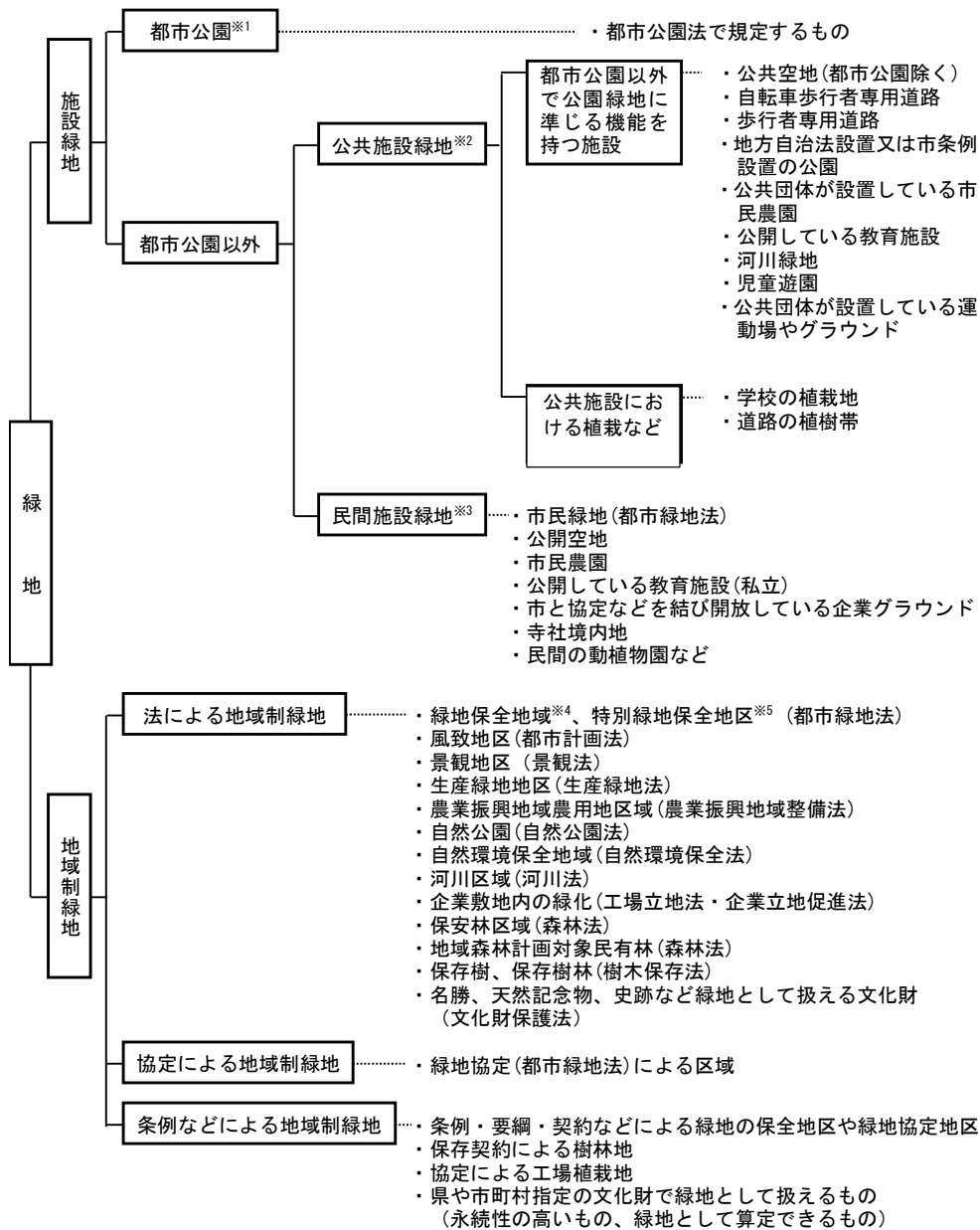
緑の基本計画が対象とする緑地は、農地・樹林地・草地・水辺地などが単独もしくは一体となって、良好な自然環境を形成している土地のことを指します。

現行法のもとで緑地を分類すると、大きく「施設緑地」と「地域制緑地」に分けられます。



図：緑地の分類

緑地を構成する「施設緑地」と「地域制緑地」の詳細を以下に示します。



図：緑地の体系

※1 都市公園：国または地方公共団体が都市公園法の定めにより設置した公園または緑地

※2 公共施設緑地：都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設

※3 民間施設緑地：民有地で、公園緑地に準じる機能を持つ施設

※4 緑地保全地域：都市緑地法第5条に基づき都市計画で定められた良好な自然環境の形成に必要な地域

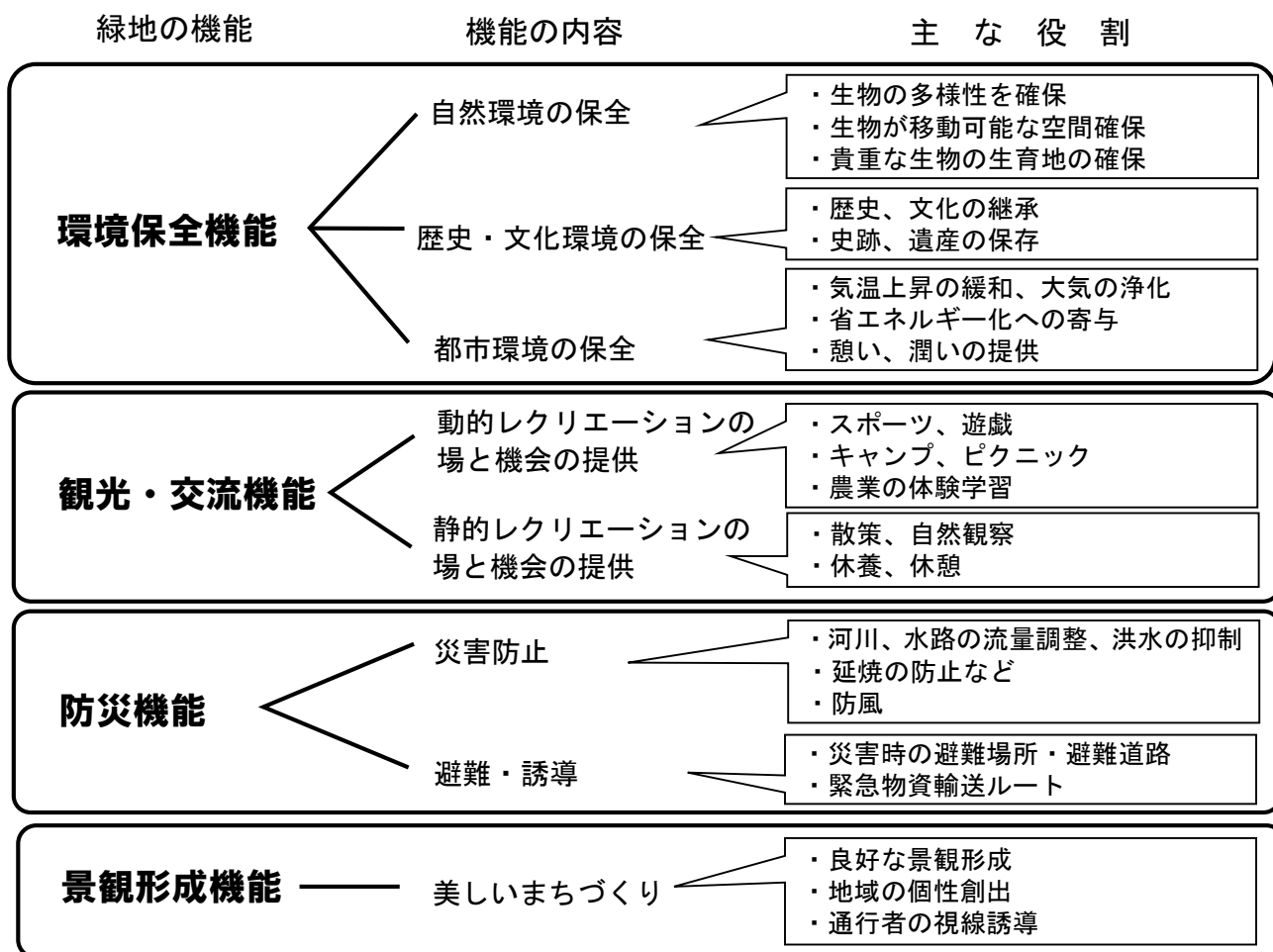
※5 特別緑地保全地区：緑地保全地域の中でも、特に優れた緑地

1-2. 緑地の機能

緑地は、人々が豊かな生活を送るうえで必要なさまざまな機能を担っています。その機能は、都市緑地法で、大きく「環境保全機能」、「観光・交流機能」、「防災機能」、「景観形成機能」に区分されています。

緑地の持つ機能を十分に理解したうえで保全・創出に取り組むことが、安全で快適に暮らせるまちづくりを進めるうえで重要です。

本市では、平成19年8月に当時の日本の観測史上最高となる40.9度を記録するなど、夏の暑さが全国的に知られており、気温上昇の緩和など都市環境保全機能などをもつ緑化を推進しています。緑地の機能を整理すると次のとおりです。



図：緑地の機能

本計画においては、本市における緑に関する課題を2章で整理し、3章で本市に求められる緑の機能・役割を踏まえた「取組」と「目標」を設定しています。

1-3. 計画の位置づけ

(1) 既存計画との関係

緑の基本計画策定を規定した「都市緑地保全法」から、平成16年に公布された「景観緑三法^{※1}」までの緑に関連する法律の移り変わりと本市における概要を以下に示します。

表：既存計画との関係一覧

年代	施策	法制度
昭和8年 (1933)	熊谷市施行	
昭和30年 (1955)	妻沼町施行	
昭和31年 (1956)		都市公園法
昭和43年 (1968)		都市計画法
昭和48年 (1973)		都市緑地保全法
昭和57年 (1982)	旧妻沼町緑のマスタープラン ^{※2}	
昭和60年 (1985)	江南町施行	
平成元年 (1989)	旧熊谷市都市計画区域緑のマスタープラン (旧熊谷市・旧江南町) 旧東松山都市計画区域緑のマスタープラン (旧大里村)	
平成6年 (1994)		都市緑地保全法改正 (緑の基本計画)
平成12年 (2000)	旧大里村都市計画マスタープラン	
平成13年 (2001)	旧妻沼町都市計画マスタープラン	
平成14年 (2002)	大里町施行 旧熊谷市緑の基本計画 旧妻沼町緑の基本計画	
平成16年 (2004)	旧熊谷市都市計画マスタープラン	景観緑三法 (名称変更: 都市緑地保全法 → 都市緑地法)
平成17年 (2005)	熊谷市・大里町 妻沼町合併	
平成19年 (2007)	江南町 編入	
平成20年 (2008)	熊谷市総合振興計画 熊谷市環境基本計画	
平成21年 (2009)	熊谷市景観計画	
平成23年3月 (2011)	熊谷市緑の基本計画	
平成25年 (2013)	熊谷市総合振興計画 後期計画	
平成26年 (2014)	熊谷市環境基本計画 改定版	
平成27年 (2015)	熊谷市緑の基本計画 改定版	

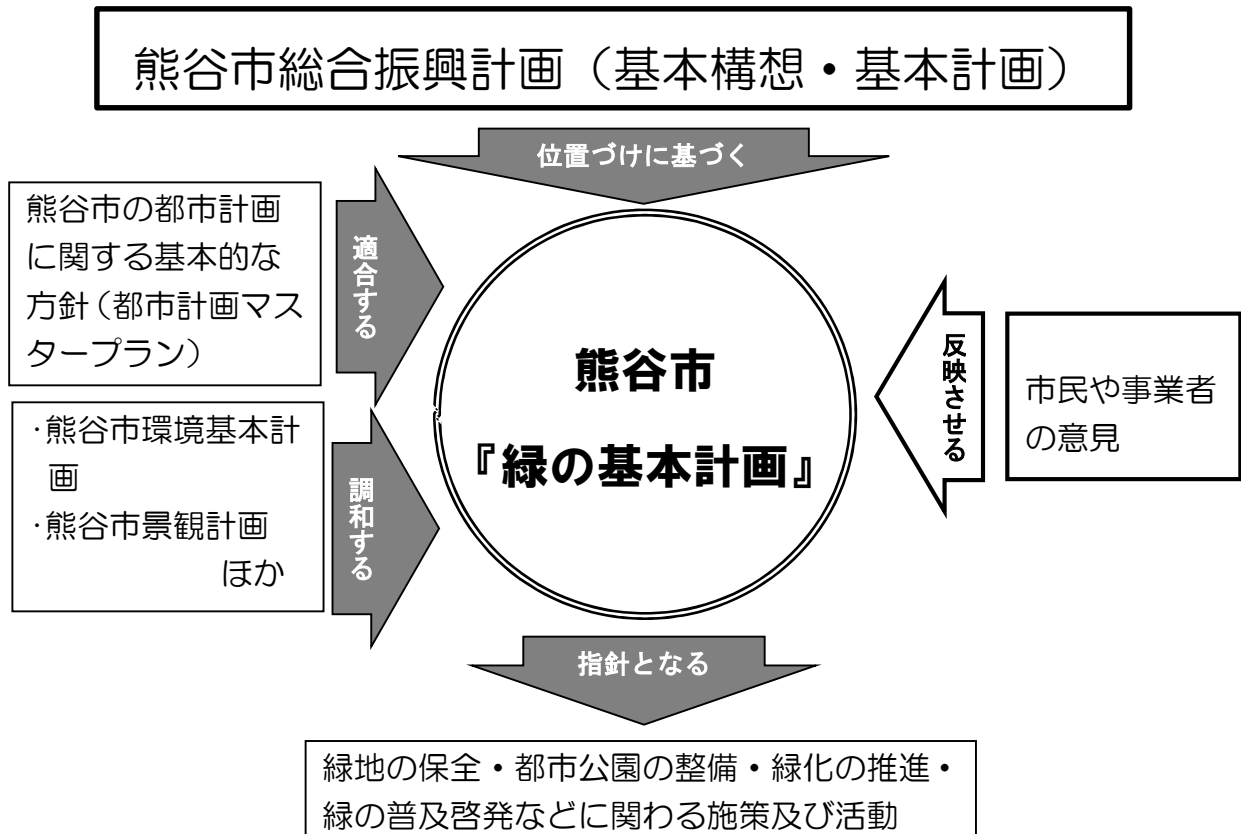
□ は、本計画で引用した施策

- ※1 景観緑三法：平成16年に公布された、景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の三つの法律を合わせた呼称
- ※2 緑のマスタープラン：旧都市緑地保全法に基づき策定された緑に関する基本計画は「緑のマスタープラン」と呼称されていましたが、法改正以降、正式に「緑の基本計画」と呼称されるようになりました。

(2) 計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定されているとおり、総合振興計画や環境基本計画などの基本的な方針に適合するとともに、熊谷市における緑に関する総合的な計画として位置づけられます。

本計画は、下図に示すように熊谷市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）を上位計画とし、都市計画マスタープランや熊谷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）、熊谷市景観計画（以下、「景観計画」という。）など関連計画と連携しながら緑のまちづくりを推進していきます。



図：緑の基本計画の位置づけ

本計画は、総合振興計画の将来都市像「川と川 環境共生都市 熊谷」の実現のための計画の一つとして位置づけられます。

都市全体、土地利用に関する基本的な考え方に合わせて緑の果たすべき役割については、熊谷市の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン) と適合させます。

また、ヒートアイランド現象が顕著な本市において、緑が増えることで市民が快適に過ごしたり、本市らしい景観が形成されるよう、環境基本計画や景観計画等との調和を図ります。

(3) 計画の対象

① 計画の対象区域

本計画は、本市の全域（都市計画区域内）を対象区域とします。

② 計画の目標年度

本計画は、平成23年度（2011年）を初年度とし、10年後の平成32年度（2020年）を目標年度とします。なお、社会情勢の変化などに対応するため、計画の中間年度にあたる平成27年度に見直しを行い、本計画の改定版を策定しました。

年度		平成 20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
総合 振興 計画	(基本構想)	[Shaded bar from 2008 to 2017]												
	(前期基本計画)	[Shaded bar from 2008 to 2012]					次の計画に反映							
	(後期基本計画)	[Shaded bar from 2013 to 2017]						[Shaded bar from 2018 to 2020]						
緑の基本計画		策定			改定版策定									
				↓	↑	↓	↑	適宜、計画を見直す				↓	↑	

図：緑の基本計画の目標年度

③ 計画の内容

本計画は、本市の緑の現況を把握したうえで、緑のまちづくりの目標を設定し、それを実現していくための基本方針や推進施策などを定めます。

1-4. 計画の構成

本計画は、都市緑地法に定める事項に沿って、以下の構成でまとめたものです。

